



# 東大阪地区 保護司会だより

第 42 号

平成22年1月31日発行

東大阪地区保護司会  
資料部編集

## 合田所長・山形会長 新春対談



**司会者**

新年、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。保護司会だよりの新企画としまして、合田大阪保護観察所所長と山形東大阪地区保護司会会長との新春対談を所長室にお伺い致しましたので宜しくお願い致します。まず始めに今年度の抱負をお願いします。

**所長**

今年は保護司法が出来まして丁度60周年の年でございますし、社会を明るくする運動も60回を迎えるという、節目の年でもございますので一層前進する事業を考えております。そのための施策として、選任の透明性を持ち、保護司活動がより地域に見え、そして地域の協力を得る事ができるよう各地域の代表者（例えば、自治会長・民生委員会の代表者など）が委員になっていただき適任者を推薦していただく保護司法検討協議会を全国に設置していきたいと法務省は考えております。今年度は大阪府におきましても29地区に設置させていただきました。東大阪は最後のほうになるかもしれませんがいずれお願いをしたいと思います。それから保護司会活動資金についても法務省がもっと努力しないといけないと思っております。保護司活動分担費を大幅に伸ばし、保護司の方の負担を少しでも軽くし、保護司活動の充実に努めていきたいと思っております。

社会を明るくする運動はそれぞれの地域の事情に応じた地域独自の活動を十分にやってみて頂き、地域に根ざし、より多くの住民の方々への参加を頂き、出来る事なら自ら企画され取り組んで頂きたいと思っております。

2点目は、保護観察を受けている人の就労指導と支援についてもっと進めて行きたいと思っております。そのためにも協力雇用主会の設立を全地区でお願いしたい。現在56地区保護司会のうち24地区で設立されております。就労については、就労セミナーなどのサポートを制度化したいと思っております。就労支援についても経済界の支援を頂き大阪府の就労支援事業者機構が設立され、大阪府に対してNPO法人の認証申請中です。

3点目は、高齢者や障害を持っている方々が刑務所を出てくる時に厚生労働省と法務省がタイアップをし、支援する施策を平成21年度から実施しておりますが、大阪府においては地域生活定着支援センターが早期に設立されるよう働きかけて行きたいと考えております。

最後に更生保護施設泉州寮についてであります。平成22年は全面改築を予定しております。各団体に資金的な援助をお願いし、関西の経済界に対しても支援頂きたいと思っております。保護観察所も全面的に支援していきたく思っております。

いろいろと申し上げてきましたがいずれも更生保護の活動基盤を強化し、地域に根ざした更生保護実現のために大事なことです。一歩でも進めていく努力をしてまいりたいと思っております。

司会者 有り難うございます。会長、昨年度を振り返って率直な意見と今年の抱負を。  
会長 更生保護活動が罪を犯してからではなく、犯罪予防に大きくシフトしたこと、特に対象者の更生、満期修了者の再犯防止に生活安定のため協力雇用主を求めたこと、そして保護司や雇用主にある程度の安心の保障を付けた事を評価したい。地区保護司会としては益々情報開示を徹底し、分区横断の意志の疎通を図り、理事会を最高決定機関とし、そして風とおしを良くし、保護司の資質を高め責任のある保護司を目指してもらおうよう、共に保護司の責務の充実を確立したい。観察所にも大いに威厳を持って協力をお願いを請いたい。

司会者 よろしければ、大阪保護観察所に赴任されるまでの経歴や印象深かったエピソードなどをご披露下さい。

所長 私は、昭和51年に法務省に入りまして更生保護の一員に加えて頂いたわけですが、半分位は保護観察所ではなく法務省保護局で施策立案に携わっていました。今、保護観察所での勤務が充実して楽しく仕事をさせて頂いております。関東を離れて最初が松山の保護観察所でした。私は愛媛県出身でして郷里で勤務することで心配していたことがありました。もともと私は悪ガキでして学校の先生が保護司をされていないかと恐れていたのですが、保護司会の総会に参りますと、小

学校の時の先生が迎えてくれました。出身地に帰ることはいいような悪いような気持ちでした。

司会者 所長、大阪についての印象は、本省と大阪での保護司の気質等差し支えない範囲でお願いします。

所長 関東で仕事をしてきた人の中にはなかなか関西での勤務になじめない人がいるのですが、私は関西文化の中で育ちましたので違和感はありませんでした。印象深いのは保護司の皆様、職員もそうなのですが、思ったこと、あるいは意見を率直に口にだされるし、会議でもお互いに意見を戦わせ合っているのが、私は合っていると思います。

会 長 所長の趣味は何ですか。

所長 今はこれが趣味というのはありませんが、花が好きで今の言葉で言えばガーデニングをやっておりました。育てるといいますか丹精込めて花が咲いたり実がなったりで、人についても同じ事だと思えます。大阪に来まして官舎に住んでおりますので細々と植木鉢を買ってきては楽しんでおります。

会 長 私は囲碁を趣味としておりますが、宇宙観がありまして、ここがだめならこちらがある。ひとつひとつの局面で生活して行けば良いのであって辛抱が大事で自分の所を守るということで、対象者の親にも通じる所があると思えます。又、以前は旅行が趣味でしたが、最近では旅行には行けないが時間があれば旅行したいです。

司会者 保護司会へ望まれる事を一言。

所長 泉州寮更生保護施設については、大阪の保護司の方々が強力に支えて下さっていることには感銘を受けました。又、保護司の方々の世代気質が変わりつつあり、これからの保護司会はどうあるべきか、皆様方に議論して頂き、そのために国はどう対応すればいいのか提案して頂きたいと思えます。

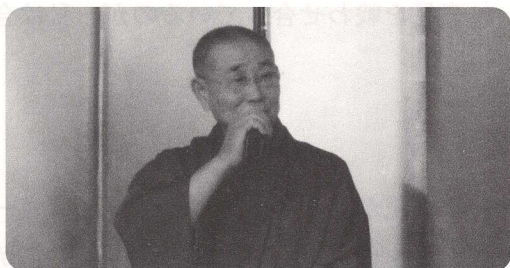
会 長 保護司会として観察所をお願いしたいのは、保護司の新任研修を重要視して頂きたい。又、保護司の皆さんには、保護司としての責務を大事にし、真剣に取り組んで頂きたい。

司会者 今後も保護司としての責務を守って頑張りますので宜しくご協力、ご指導をお願い致します。本日は誠に有り難うございました。

## 新年互礼会・更生保護大会受章者伝達式

1月13日(水)平成22年東大阪地区保護司会新年互礼会は、ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」において午後1時から更生保護関係者及び東大阪市長野田義和氏(代理)を始め、多数のご来賓並びに名誉会員のご臨席を賜り盛大に行われた。又、新年互礼会に合わせて、平成21年度更生保護制度施行60周年記念大阪大会(平成21年春・秋の受章)で表彰を受けられた方々に受章伝達式が行われた。(受章者氏名については41号に掲載)

### 新年互礼会



東大阪地区保護司会  
会長 山形 義之 氏



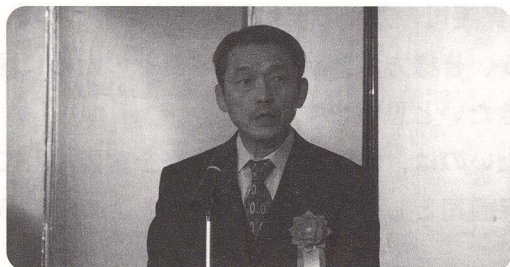
大阪保護観察所  
次長 菅沼 登志子 氏



東大阪市長 野田 義和 氏(代理)  
東大阪市教育局委員教育長 西村 保 氏



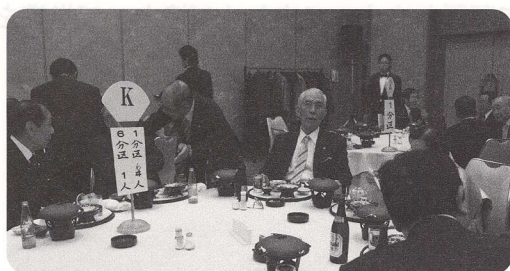
東大阪市長議会  
議長 富山 勝成 氏



枚岡警察署 署長 竹久 真 氏



ご来賓の皆様



会場風景



会場風景

伝達式



受章者風景



瑞宝小綬章受章者  
佐伯 忠男 保護司 ④



藍綬褒章受章者  
飯島 幸一 保護司 ②



藍綬褒章受章者  
高木 洋藏 保護司 ⑤



藍綬褒章受章者  
橋本 庄三 保護司 ④



法務大臣表彰  
鷺森 董 保護司 ①



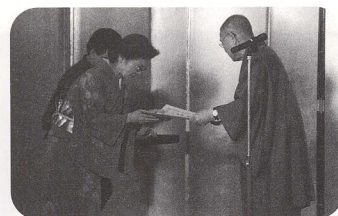
法務大臣表彰  
松村 望 保護司 ②



法務大臣表彰  
浅野 稔 保護司 ③



法務大臣表彰  
松岡 勇 保護司 ⑤



法務大臣表彰  
高下 典子 保護司 ⑥



全国保護司連盟会長表彰  
奥畑 竹士 保護司 ④



全国保護司連盟会長表彰  
小笹 憲雄 保護司 ④



全国保護司連盟会長表彰  
高橋 慶治 保護司 ④



全国保護司連盟会長表彰  
藤澤 修平 保護司 ⑥



所長表彰(勤続30年)  
山畑 阿威磨 保護司 ①

(敬称略・○は分区)

## 部会だより (資料部会)

資料部会長 西田 玩主

資料部会は平成9年創部7名の部員で活動を始め、現在16名の部員で活動しています。部会活動内容は地区保護司会活動記録の整理と保管に関する事項と、地区保護司会の機関誌の編集と発行に関する事項であります。

「保護司会だより」は、保護司会が内外に向けて情報を発信する広報出版物であり、保護司会コミュニケーションの向上、及び情報開示をすることにより、全員が平等に情報を共有でき同じ紙面を読むことにより、全体の一体感が図られる。又個々の考えを紙面を通じて、知るためにも広く投稿原稿も募集しています。

機関紙「保護司会だより」を平成9年6月に創刊、現在430部 年3回発刊しています。41号からは資料のデジタル化により製作費の節減、企画から印刷までの時間の短縮なども目指し紙面のカラー化等にも取り組んできました。

作り方は、まず企画会議を数回開き原稿依頼 写真依頼 原稿は郵送の手書き原稿やCD、Eメールなどにより集められ、ワード操作の得意な担当者により資料のデジタル化を行います。ここで編集会議を開き、ゲラ刷りをして、全部員に郵送し自宅にて粗校正をしてもらい、校正会議を開きます。試験刷り最終校正を経て印刷しています。

デジタル化を始めて少し困ったこともでてきました。パソコンの違い、ワードのバージョンの違いによる文字化け、レイアウトの乱れなど、又データを持ち歩く媒体もフロッピー、CD、USBフラッシュメモリーなどバラバラという初歩的な問題も出てきました。

将来は、資料部会と分区・部会・会員との相互のデジタルネットワークの構築により、インターネットによるホームページの開設で情報開示を図っていければと考えられます。

機関誌「保護司会だより」発行と共に保護司会活動記録の収集・整理・保管などにより、7年後の東大阪保護司会創立50周年行事に伴う記念誌の発行のための準備も図っていきたい。

### お願い !!

資料部会では、分区活動記録・部会活動記録を収集しておりますので、各分区長・各部会長におかれましては、資料の提出を依頼します。随時受付けておりますので、ご協力の程お願いします。



### 資料部会

会 長	山形 義之 (3)	部会員	平田多恵子 (1)	部会員	北川 三世 (4)
部 会 長	西田 玩主 (3)		山田 隆教 (1)		森 祥道 (4)
副部会長	松本 充雄 (4)		辻井 康之 (2)		栗山 隆司 (5)
副部会長	山川 喜敬 (1)		倉田 京子 (2)		鷺地 正隆 (6)
書 記	森口 好博 (5)		百済 洋一 (3)		
会 計	高浦 忠司 (6)		田邊 哲夫 (3)		

## 新任保護司の抱負

第1分区 保護司 <sup>すぎ</sup>杉 <sup>もり</sup>森 <sup>たか</sup>隆 <sup>し</sup>志



昨年から保護司をさせていただき、一年近く経とうとしています。担当しているケースはまだ少ないですが、対象者と会うたびに接し方のむつかしさを感じています。対象者との人間関係をまず築くことが、第一であることはわかっているのですが、自分の言っていることがどれだけ相手に伝わり理解されているのか、逆に相手の言っていること、思っていることを受け止めて、どれだけ理解してあげているのか、と考えてみると反省させられることばかりです。

テレビで様々な事件を観ると、今までだとまったく他人事のように思われていたことが、関心を持つようになり、少くくは保護司としての自覚を持っているのかと思っはみるのですが、世間の目を直接に感じている対象者に対して何を話したらいいのだろうかと思うことがよくあります。知らないうちに上からの目線で話をしたり、説教じみた口調で言っている自分に気づくことがあります。表には出ない内面の深い部分を見抜く洞察力や、豊富な人生経験、幅広い知識、寛容、包容の心を持って接しなければならないことを強く感じています。

今後、更生保護に対する期待やニーズが益々高まって来るといわれていますが、保護司の活動を通して、自分自身がニーズに対応できる人間に成長できて少しでも役にたてればと思っています。  
(平成21年1月25日付委嘱)

## 新任保護司の抱負

第2分区 保護司 <sup>なか</sup>中 <sup>の</sup>野 <sup>とし</sup>敬 <sup>お</sup>生



『この地域は、中央環状線をはさんでいるためか、住所的に飛び地となっていて通学区域も異なり、永年保護司がいなかった地域なので、この機会にやって頂けませんか?』と、自治会役員で大学教授でもあるF氏からお声がかかったのが、確か平成20年の4月の終わり頃だったと思います。

在職中、何校かの学校で生徒指導に関わり、地域の多くの保護司の方々にご協力いただきお世話になってきた者として、『断る訳にはいかない。』と考え、承諾致しました。

触法少年や触法青年とかかわる中、家庭裁判所や保護観察所・保護司の方々の熱心で誠意のある対応に接し、頭の下がる思いをしたことも多々ありました。

地域社会や家庭における人間関係がますます希薄になってきている昨今ですが、熱意をもち誠実に接することで、対象者と向き合い、彼らの更生に対する援助ができればと考えています。

保護司を拜命された今、責任の重さを痛感するとともに、過去に培った微々たる経験の中から、担当を任された対象者が少しでも早く更生していけるような援助の方法を考えながら接して行くとともに、保護観察所の観察官諸氏ならびに先輩保護司の皆様方にお教を頂きながら、微力ではありますが今後精一杯頑張って行きたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(平成21年1月25日付委嘱)

## 退任にあたって

第1分区 名誉会員 西口雅敏

湛然不動

30年に垂とする聖職からの退任の現心境を披瀝する時に、感慨多端なものが有ります。三歳余り前、地元老師の熱弁に絆され、厚顔無恥にも法曹会への入会を決断。

当初は安易な心構えで「新任研修」を受講、ロールプレイングで保護司役を割当られ、対峙する対象者役の老練な保護観察官に翻弄され焦心苦慮した当時を想起する。

程なく最初の課題に遭遇し、既に弁償も済み解除になった一女性が「恩赦復権」し、取得していた「公職」は剥奪され、元の鞘に納める代償に再度被害者側の経済的援助を要請され、知恵分別の有る本人並びに、ご主人の理解のもとこれを了承され無事落着し、復権でき得た特異なケースでこの時点で保護司の重責を存分に感知する。

これと相前後して、当節話題の協力雇用主宅での住込少年がシンナーを乱吸引の結果、家庭裁判所へ、主任官の「後学の為」にとの助言で、「法廷臨場」した1号対象者。

又、これとは対照的に常に前向きに取り組んでくれた青年は、九州在住時校内暴力者で中学卒業を期に実母の英断で単身来阪し、寮生活をしながら水商売の初手から奮闘努力する傍ら月4回の来訪にて、毛筆による習字の特訓(将来を見据えて「お品書き」の練習をし、静による転迷開悟を計る)。彼の情熱に絆され将来を勘案、韓国籍からの帰化申請を決断、奏効し、現在外資系ホテルの和食部サブチーフまで昇進し、今も盆・正月の挨拶を20余年間継続し、本年8月退任予告を兼ねて愚妻を交えて会食に。在職中には難渋するケースに遭遇することも余りなく、終局を迎えるに到る。

その間、関係機関の会合には、皆出席で偏に諸先生方の叱咤激励を頂戴した賜物と常に感謝するところです。

その労を評価され、一昨年(平成19年11月16日)藍綬褒章を受章し、宮中で陛下の拝謁を得、慰労のお言葉を賜り永年の艱難辛苦が結実された感、又、主任官の橋本先生からも慰労のお電話を拝受し、大悟徹底の感いたします。

先日分区会で送別会を開催して頂き、その席で愛着のバッジを返還し、諸兄弟と決別しましたが、爾後は名誉会員として名を留めて頂けるとのこと。

今後は枯淡虚静、幽寂閑雅の心境で現役先生お邪魔にならないよう静謐にお伴させていただく積りですので、よろしくお引き回しのほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、本誌御精読の諸先生の方々の今後益々のご健康ご栄達を祈念して、懽然無極の言葉とさせていただきます。

(平成21年9月24日付定年退任)





## 平成21年度第1回自主研修「これからの更生保護」 ～自主研修の報告～

大阪保護観察所長 合 田 憲 生



昨年10月28日東大阪市男女共同参画センター(イコーラム)ホールで開催された東大阪地区保護司会自主研修会においては、保護司の皆様137名のご出席のもと、長時間に亘りご静聴いただき、ありがとうございました。「これからの更生保護」と題して2時間近くお話をさせていただきましたが、内容が多岐に亘り、十分な説明にならなかったと反省しています。本稿では、その内容をかいつまんでお伝えすることといたします。

### 犯罪発生状況

戦後の犯罪発生状況を刑法犯の認知件数をもとに見てみます。戦後ほぼ一貫して増加し、平成14年にはピークの369万件余りを記録しましたが、その後毎年減少し続けています。大阪府では、平成13年がピークで平成20年には3分の2に減少しています。

### 更生保護への期待

昨年5月に始まった裁判員制度により、保護観察付執行猶予の言い渡し各地でなされています。これは、裁判員の間で保護観察による更生への働き掛けの効果が強く期待されていることの現われと見る事ができましよう。更生保護に携わる者としては、このような期待にしっかりと応えていきたいものです。

### 更生保護制度の改革

平成17年頃保護観察対象者等によって相次いで引き起こされた重大再犯事件を契機に、更生保護のあり方を見直し、国民の期待に応えられる更生保護の実現目指して改革を進めているところです。現在取り組んでいる主な項目は、次のとおりです。

- ① 刑務所出所者等の自立促進のため、
    - ア 保護観察対象者等の就労支援強化、
    - イ 高齢又は障害を有する刑務所出所者等の地域生活定着支援施策の推進を図ること、
  - ② 保護司活動の基盤整備を図ること、
  - ③ 民間の更生保護活動を促進すること、
  - ④ 社会を明るくする運動を一層促進すること、
- などです。本稿では、①のうち就労支援について説明させていただきます。

### 保護観察対象者等の就労支援

- ① 仕事に就いてまじめに働くことは、昔から大事なこととして保護観察においても取り組まれてきましたが、ここ10年ほど無職のまま保護観察が終わってしまう対象者が増加してきました。
- ② 他方、保護観察中の対象者の再犯率を見ると、無職者は、37.0%、有職者は7.1%(平成19年の全国統計)と実に5倍以上の開きがあります。また、戦後の全犯罪歴を調査した法務総合研究所の調査によると、犯罪者の3割は再犯者であることと、全犯罪の6割は再犯

者によって引き起こされていることが明らかにされました。つまり、たった3割の再犯者が6割の犯罪を行っているということです。別の言い方をすると、再犯を防げば犯罪は半減するということになります。

③ これらのことから、一度ならず罪を犯して保護観察になった対象者を安定した職に就かせ、保護観察を“卒業”させるということは、犯罪対策上いかに大きな意味を持っているということがお分かりいただけると思います。

④ そこで、平成18年度からハローワークと連携して保護観察対象者等に対する就労支援事業を推進しています。その内容は、

ア 矯正施設での職業訓練の充実、受刑者に対するハローワーク担当者による出張相談、

イ 就労支援チーム（保護観察所、ハローワーク）によるキメ細かい職業相談、

ウ 就職促進につながるトライアル雇用、身元保証等の就労支援メニューの活用、

エ 犯罪前歴を承知で雇用してくれる協力雇用主の開拓、

などです。

⑤ 就労支援メニュー

ア 就労セミナー、職場見学の実施

雇用状況、履歴書の書き方、面接の受け方等の講習、実際の職場や社員寮の見学等を行う。

イ 職場体験講習（5日～1か月）

実際に職場に出向き、職場環境や仕事を体験する。

ウ トライアル雇用

短期間（原則として3か月間）の試行雇用。

エ 身元保証（上限1年間）

身元保証人がいない者について、本人が雇用主に対して仕事上の損害を与えた場合に見舞金（上限100万円）を支払う制度。雇用主の負担はない。

⑥ 就労支援の効果

大阪での保護観察対象者の無職率（保護観察終了時の無職者の割合）は、就労支援事業開始前である平成17年の20.3%から平成20年には15.9%と大幅に低下しました。もっとも、平成21年は深刻な不況のため、この数値は上がるのではないかと懸念しています。

上記のとおり、就労支援事業は一定の成果を上げてはいるものの、平成20年には595人が無職のまま保護観察を終了しており、特に成人の無職率が高いなど、就労支援の一層の充実が求められるところです。

また、対象者の前歴を承知で雇用してくれる協力雇用主の開拓と組織化が就労支援の推進に不可欠であることは論を待たないところであり、府下各地区で取り組んでいただき、大変感謝しております。

さらに、経済界においても就労支援事業を応援しようと昨年10月1日に「大阪府就労支援事業者機構」の設立総会が開かれ、現在NPO法人の認証を府に申請しているところです。

犯罪対策の要ともいべき再犯防止において大変重要な保護観察対象者等の就労支援事業の一層の推進に今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、保護司の皆様のご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

## 平成21年度第3期地域別定例研修「更生保護法Q & A」

大阪保護観察所 保護観察官 福西 毅

平成21年1月19日、東大阪市民会館において標記研修が開催され、東大阪地区保護司会保護司194人中140人の保護司の方々が出席されました。

第2分区櫻井保護司の司会のもと、山形会長、中西副会長(研修担当)のご挨拶に引き続き、研修を行いました。

資料の「研修のねらい」を司会の櫻井保護司に読んでいただいた後、グループ討議に入りました。分区ごとにグループとなり、各設問につき分担して話し合っていました。設問1については、分区ごとの自主研修でテーマとして取り上げることになりましたので、今回は討議の対象にしませんでした。



### 1 はじめに

今回の研修は、グループ討議形式で行いました。このような場でそれぞれの経験を話していただくことは、それぞれ経験を通じて習得された知恵や解決法をみなさんと共有する貴重な機会になります。

### 2 討議内容について

各グループとも、熱心に討議をしていただきました。その内容は、研修の中で、まとめたものを発表しましたので、以下、簡単に解説させていただきます。

#### (設問2) 面接回数、面接時間について

新法においては、対象者の面接を受ける義務が、遵守事項に明記されました。また、面接回数は、段階別処遇制度により定められています。面接は、事前に日時を約束して実施してください。時間については、何分話したらよいというものではありませんが、少なくとも5分では面接とはいえないでしょう。なお、統計では、1回あたり30分から1時間が平均的な面接時間となっているようです。

#### (設問3) 急な旅行について

急な旅行の申し出は、良いか悪いかと言えば、悪いということになります。まずは、そういったことのないように、日々の面接の中で、注意しておくことが大事なことです。ただ、そのうえで、そのような申し出があった場合でも、出来るかぎり、事前に許可手続きが出来るよう対応したいと考えています。まずは、対象者からそのような申し出があった場合には、直ちに保護観察所に連絡下さい。許可手続きをする際には、旅行先の住所を客観的に確認できる資料の提出をしてもらうこともありますので、そういったものがあれば、用意させてください。また、保護観察所に連絡できない状況の場合には、認められなければ帰ってくることを約束させ、旅行中の連絡先をはっきりとさせた上で、とりあえず行かせるということも選択肢の一つです。

#### (設問4) 転居手続きについて

転居手続きは、申請書の提出を受けて、転居先の調査を行った上で許可することになってい

ます。そのため、調査にかかる日数を考えて、対象者が転居すると述べた場合には、転居の2週間ほど前には転居許可申請書を提出するように指導をお願いします。

#### (設問5) 特別遵守事項の変更について

新法の下で、特別遵守事項は、取り消しや付加、変更が出来ることとなっています。この設問のような場合には、そういった措置を取ることになります。

#### (設問6) 経過報告書の様式

保護観察経過報告書は、旧法の対象者には、旧法の報告書、新法の対象者には、新法の報告書を使っていただき、互いに流用することは出来ません。旧法の対象者に、新法後の新しい誓約をさせることも出来ません。

#### (設問7) プログラム処遇について

プログラム処遇は、原則として特別遵守事項に設定して行うこととなっており、安易に日程変更は出来ないこととなっています。仕事などが理由であっても日程の変更をすることは出来ませんので、安易に日程変更に応じることのないようにお願いします。

#### (設問8) 特別遵守事項「酒を一切飲まないこと」

「酒を一切飲まないこと」という特別遵守事項は、文字通り、酒は一滴も飲んではいけないという意味です。少量であっても、飲酒をすれば、遵守事項違反となり、不良措置を検討することになりますので、一滴も飲まないよう指導をお願いいたします。

#### (設問9) 段階別処遇

段階別処遇制度は、その段階に応じて、接触回数を決め、問題性の高い対象者には、接触回数を増やして、再犯再非行を防ぐことを目的としています。仕事等を理由に回数を減らすことは出来ませんので、ご理解をお願いします。

#### (設問10) 4号観察の良好措置

4号観察の良好措置は、仮解除と呼ばれます。仮解除中の保護観察付執行猶予者は、保護観察に付せられなかったものとみなされます。もっとも、特別遵守事項は仮解除により取り消されたものとみなされますが、一般遵守事項のうち、健全な生活態度を保持すること、保護観察官・保護司の呼び出しに応じること、届け出または許可を受けた住居に居住すること、転居について事前に許可を受けること、については仮解除中も適用され、再び保護観察を実施する必要がある場合は、仮解除は取り消され、保護観察が再開することになります。

執行猶予の期間は、裁判官が決定したもので、執行猶予5年の判決を受けた者は、それだけの期間保護観察を受ける必要があると裁判官により判断されたこととなります。そのように理解していただき、保護観察期間中は、面接を欠かさず実施し、報告書を提出していただけますよう、お願いします。

### 3 最後に

グループで話をしていただく中で、単に答えを出すだけではなく、色々な経験談が話題に上がり、有意義なものとなったのではないのでしょうか。本年2月には、分区ごとの自主研修で、刑務所や少年院での面接について話し合っただくということですので、その際にも、単に答えを出すという姿勢よりも、それぞれの経験を話し合っただくことを心がけながら研修をしていただければ、より価値の高い研修になると思います。

## 【地域連携推進部会】

## 第59回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト

## 東大阪地区入賞者表彰式

平成21年11月27日(金)午後2時30分より東大阪市役所本庁18階大会議室において、平成21年度社明作文応募(3,878点)のうち、本市入賞作品(80点)について、受賞生徒及び応募関係者並びに部会員の出席のもと、表彰式が行われた。

東大阪市“社会を明るくする運動”推進委員会委員長 東大阪市長 野田義和氏並びに東大阪地区保護司会 会長山形義之氏から挨拶があり、入賞者表彰は野田委員長から最優秀賞6名(大阪保護観察所へ選出した作品)と入賞者74名に1人ひとり表彰状と賞品が手渡しされた。なお、入賞者氏名については、紙面の都合により省略させていただきます。ご了承ください。

(社明作文応募状況)

東大阪市立中学校 26校 3,878点

本市入賞者 80名 (うち最優秀者 6名)

最優秀者

石切中学校 坂口 可洋 「思いやりの心」

平成22年1月8日付で大阪府 佳作 に入賞されました

池島中学校 中谷 奈央子 「人の心を見つめて」

池島中学校 岡村 美美 「あいさつからはじまる人とのつながり」

金岡中学校 脇田 愛子 「社会を明るくするために」

弥刀中学校 小川 可蓮 「支え合うこと」

高井田中学校 川西 理紗 「自分たちにできる明るく住み良い社会作りについて」

(敬称略)



## 平成21年秋の叙勲・褒章

次の方々が永年にわたり保護司として、更生保護事業の発展に多大なご功績があったと佐伯忠男保護司には叙勲を、橋本庄三保護司には褒章を、それぞれの荣誉に浴されました。  
(平成21年11月3日付)

### 瑞宝小綬章



佐伯忠男保護司 (第4分区)

### 藍綬褒章



橋本庄三保護司 (第4分区)

## <地区活動>第1分区日帰り研修会

行先 滋賀刑務所  
日時 平成21年11月6日(金)  
参加者 山形会長 名誉会員2名 保護司19名 計22名

午前8時旧東支所前をバスで出発。

途中京都木屋町にある島津製作所創業記念資料館へ、創業当初西欧技術に頼らない日本独自の科学技術の確立を目指し、「ものを作るよろこび」を原動力に科学立国というゆるぎない信念に燃え、以来製造してきた理化学機器やX線装置、並びに関連する文献・資料を見学する。

早めの昼食後、西国13番札所でもある石山寺を拝観。

少し色づきはじめて紅葉や、紫式部が「源氏物語」を書いたと伝えられている「源氏の間」、境内の奇岩などを見学する。

その後滋賀刑務所へ、田貝総務部長より施設の概要として、沿革・施設の規模・組織・受刑者の処遇など詳細にわたり説明を受け、施設の案内ビデオを視聴後、所内を見学する。新型インフルエンザによる外部から受刑者への感染が一番大変なのでマスク着用の見学であった。質疑応答後、所内玄関のサトウハチロー氏の句碑「母ありて われあり 悲しくも なつかし」が私たちを見送ってくれ、研修を終えた。

琵琶湖畔で懇親会を開き、親睦をも深め、初冬の近江路を満喫し帰路の途についた。



## 平成21年度表彰者の追加記事について

( ) 内の数字は分区 (敬称略)

「東大阪地区保護司会だより」第41号において、表彰者1名が掲載漏れとなっていましたので、ここに謹んで改めて掲載いたします。

## ○全国保護司連盟会長表彰

[内助功労者]

西田 陽子 (西田 主一保護司奥様)(6)

## ★ 第 1 分 区 ★

## 役員会

日時 平成21年10月21日(水) 午後7時より

場所 東公民館

案件

1. 保護司と学校等との連携について
  - ・保護司と学校との連絡会
  - ・地域教育協議会 (地域ネットワーク) への参加
2. 平成22年新年互礼会について
  - ・地区互礼会 1月13日(水)
  - ・分区互礼会 1月29日(金)
3. 分区自主研修会 2月16日(火)
4. 3月分区会 本年度活動反省
5. 観察官駐在 1月29日(金) 東公民館
6. 12月までの行事予定
7. 窪田 知彦新任保護司紹介  
(平成21年9月25日付委嘱)

## ★ 第 2 分 区 ★

## 自主研修会及び分区会

日時 平成21年12月4日(金) 午後2時より

場所 東大阪市立文化会館 2F 第3会議室

出席者 保護司40名

山形会長・福西主任官・河内警察署長他

更生保護女性会9名

分 区 会

案件

- ①保護司会新年互礼会案内
- ②分区研修旅行計画 (3月11日)
- ③更生保護協会協力金55名分支払
- ④なごみ会親睦旅行案内
- ⑤新任塚脇英明 (英田地区) 保護司紹介
- ⑥自主研修 2月27日(土) 岩田公民分館
- ⑦その他

自主研修会

「河内署管内の犯罪傾向薬物について」

河内警察署長・生活安全課長

懇 親 会

日時 平成21年12月4日(金) 午後5時より

場所 木曾路長田店

出席者 保護司・更生保護女性会39名

(来賓3名) 山形会長・福西主任官

河内警察署長

## ★ 第 3 分 区 ★

## 分区会

日時 平成21年12月9日(水) 午後6時30分より

場所 木曾路 出席者26名

山形会長並びに島谷主任官を迎え開催

案件

1. 平成21年度更生保護制度施行60周年大阪大会表彰者の紹介
  - ①法務大臣表彰
  - ②近畿地方更生保護委員会委員長表彰
  - ③近畿地方保護司連盟会長表彰

④大阪保護観察所長表彰

⑤永年勤続表彰

尚、平成22年1月13日の地区保護司会  
新年互礼会にて伝達式を行います。

2. 浅野稔保護司法務大臣表彰のお祝い

3. 懇親会

山形会長、島谷主任官を迎え懇親会に移り、親睦を深めた。

### ★ 第 4 分 区 ★

#### 分 区 会

日時 平成21年10月17日(土) 午後7時より

場所 菱屋西公民分館

山形会長を迎え開催 13名出席

案件

1. 30分前の分区役員会開催
2. 各部会活動状況所属部会員から報告
3. 更生保護協会事業資金の徴収金統一了承
4. 年末懇親会日程決定

#### 分 区 会

日時 平成21年11月28日(土) 午後6時より

場所 鶴

山形会長並びに島谷主任官を迎え開催  
21名出席

案件

1. 秋の受章報告  
叙勲の佐伯忠男保護司並びに褒章の橋本庄三保護司に対しお祝いの言葉と花束贈呈
2. 分区会
  - ①新年互礼会出席要請の件
  - ②更生保護大会等受章者伝達式の件
  - ③名誉会員の新年互礼会参加費の件
  - ④学校行事参加結果報告の件
  - ⑤各部会活動状況所属部会員から報告

⑥更生援助活動費について

⑦なごみ会日程説明

3. 受章者お二人のお祝い会を兼ねて親睦会

### ★ 第 5 分 区 ★

#### 分 区 会

日時 平成21年10月16日(金) 午後7時より

場所 弥刀公民分館 出席者17名

案件

1. 理事会報告
2. 各部会報告
3. 社明結果報告・作文報告

#### 分 区 会

日時 平成21年12月3日(木) 午後6時より

場所 べらぼう寿司 出席者20名

山形会長に参加していただきました。

案件

1. 大谷地元二保護司 平成21年11月27日ご逝去  
地区会計後任、中易保護司にお願いしました。
2. 島田明俊保護司 平成22年1月22日 シェラトン都ホテルにて法務大臣感謝状伝達式
3. 分区旅行 平成22年1月30・31日  
湯村温泉 近鉄長瀬駅前午後0時30分集合
4. なごみ会 親睦旅行 平成22年2月7・8日  
新穂高温泉 東大阪市民会館前集合  
終了後 忘年会

地域連携活動状況

○弥刀中学校校区

9月30日 第2回地域教育協議会総会

3名参加

10月4日 弥刀東小学校 運動会 1名参加



10月31日 弥刀東小学校 「秋まつり」  
4名参加

11月1日 弥刀小学校 「ふれあい祭り」  
2名参加

11月21日 地域教育協議会  
「弥刀の歴史と人を知る集い」  
2名参加

○長瀬中学校校区

10月18日 長瀬南地区 ふれあいフェスタ  
1名参加

○柏田中学校校区

10月25日 わくわくクリーンフェスタ  
1名参加  
更生保護女性1名参加

★ 第 6 分 区 ★  
分 区 会

日時 平成21年10月18日(木) 午後7時より

場所 長堂公民分館 出席者22名

案件

1. 理事会報告・部会報告
2. 大阪更生保護大会 分区10名表彰
3. 分区報告・検討事項
  - ①分区研修旅行について  
11月29・30日有馬温泉
  - ②59回社明運動実施報告  
60回地区社明運動は  
平成22年7月3日(土)  
市民会館大ホール
  - ③平成22年更生保護カレンダー購入の件
  - ④更生援助活動参加者への弁償金の件
  - ⑤今年度より振込による弁償金の入金  
確認の件
  - ⑥当面の行事予定  
地区新年互礼会 1月13日(水)  
分区新年互礼会 1月20日(水)

なごみ会親睦旅行 2月7・8日  
後期自主研修 2月25日(木)  
第4期定例研修 3月18日(木)

分区研修旅行

日時 平成21年11月29・30日(土・日)

場所 有馬温泉 参加者22名(山形会長出席)

ザ・グラン・リゾート有馬に午後4時に集合し、会議室にて「更生援助活動費について」の研修を行い、その後懇親会をする

分区で初めての一泊旅行ということで、有意義なかつ和気あいあいのうちに二日間の研修を終えました。



保護司異動のお知らせ

( ) 内の数字は分区(敬称略)

◇敬弔保護司

次の方々が逝去されました。生前のご功績を偲び、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

大谷地 元二(5) 平成21年11月27日死去

西畑 則隆(5) 平成21年12月14日死去

森田 忠雄(2) 平成22年1月9日死去

# 少年院から届いた詩集

## ごめんなさいが言えなくて

ごめんなさい  
 その一言が言えなくて  
 多くの人を不幸にした  
 ごめんなさい  
 その一言が言えなくて  
 自分をこんなに不幸にした  
 ごめんなさい  
 その一言が言えなくて  
 後悔だけが残った  
 ごめんなさい  
 心からこの一言が言えていたら  
 僕は今ごろ何をしていただろう

## 親と子

とんでもないことになった  
 両親が引き取ってくれないという  
 まったく薄情なものだ  
 本当に親子なのだろうか  
 でもまてよ  
 今まで私は何度親を裏切っただろう  
 口先だけの「更生」で  
 僕の気持ちなど思ってみようともせず  
 私だって薄情ではないか  
 ・  
 ・  
 ・  
 ・  
 ・  
 うん、間違いなく親子である

暴走族から暴力団組員となり、社会で暴れまくっていたので、  
 実父母健在ながら入院時引き取りを拒否されてしまった。